

○虚偽の養子縁組の届出防止に向けた法務局等との連携について

(平成23年1月19日島生企乙第1015号ほか県警察本部長通達)

(概要)

この通達は、虚偽の養子縁組の届出防止に向けた取組みが実効性のあるものとなるよう、警察と法務局等との連携について必要な事項を定めたものです。